

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はエース JTB、JTBMystyleなど本文第2項に掲げる各社の国内募集型企画旅行に適用させていただきます

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。なお、旅行契約には、航空会社が設定する個人包括運賃(お申込みの時期、ご利用便の空席状況によって運賃が変動します)摘要の航空券を使用するコース(以下「航空運賃変動プラン」といいます。)を含みます。

○(株)JTB(東京都品川区西品川1-2-3-11 観光庁長官登録旅行業第64号)

○(株)JTB沖縄県那覇市旭町112-1 観光庁長官登録旅行業第1492号)

○(株)JTB クローバーマーケティング＆ツーリズム東京・横浜・川崎地区東品川2-3-14 観光庁長官登録旅行業第1723号)

○(株)JTB ビジネスインバーターズ(東京都港区港南1-6-31 観光庁長官登録旅行業第1776号)

○(株)JTB カイアック(東京都豊島区池袋1-10-1 1Fタワーズ池袋駅前ビル9階 観光庁長官登録旅行業第712号)

○(株)JTB ビジネスラベルリーションズ(東京都豊島区小日向4-6-15 名古屋駅 MFビル3階 観光庁長官登録旅行業第1867号)

○(株)JTBコミュニケーションズ(東京都港区芝3-23-1 東京都知事登録旅行業第2種7116号)

(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)当社又は「受託販売窓」に記載された当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます。)にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいたぐときに、その一部として繰り入れられます。旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

(2)当社らは電話、郵便及びファクシミリその他のお問い合わせによる旅行契約の予約申し込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知をお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがみがかったものとして取り扱います。

(2)お客様が旅行予約サイトで予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この場合、前述の定めにより契約が成立します。

(3)お客様が、旅行予約サイトで予約・決済をする方法を選択した場合、第24項の通信契約による旅行条件を適用し、第24項の定めにより契約が成立します。

(3)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他の他の通信手段でお申込みの場合には、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約が成立されるときは、第24項の定めにより契約が成立します。

(4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。契約責任者は、当社らが定めるまでに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

(5)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は一部商品に限り、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。

(1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をこえて提出いたします。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

(2)当社らは、(前1)の申込金相当額を預り金として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3)旅行契約は、当社らが前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承認通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時に)に成立するものとします。

(4)当社らは、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかつた場合は、預り金の全額をお客様に返します。

(5)当社らは、ウェイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(6)この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取扱料をいただきません。

4. お申し込み条件

(1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同意の条件を設けています。

(2)参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の条件と致し合つた場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3)お客様が暴力団員、その他の反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4)お客様が当社らに対する暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用にならざる方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方のその他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し下さい。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

(7)前項のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出していたくことがあります。

(8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いだいた措置を手配することができますが、旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために

講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(9)当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の取扱いの日から、原則として7週間以内にご連絡いたします。

(10)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になつたと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。

これにかかる一切の費用はお客様の自負になります。

(11)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途料でお受けする場合があります。

(12)お客様がご旅行の日程に於けるお申込みの日から、原則として7日以内にご連絡いたします。

(13)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(14)その他の当社の業務上の都合があるときは、お申し込みの日

ト等記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

(2)当社の責任ではないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いたします。

(3)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したもののとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(4)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更(航空運賃変動型プランにおいては、運送する航空便名の変更および座席クラスの変更を含みます)については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

15. 旅行開始前の解除

(1)お客様の解約権

(1)お客様はホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込店の営業時間内に受け付けます。

(2)お客様は次の項目に該当する場合は取消なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約の内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものの他の重要なものである場合に限ります。

b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が値下げ改定されたとき。

c. 天災地変、戦闘、暴動、連坐、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

d. 当社からお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同旅行に規定する日までにお渡ししたことがあります。

e. 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となつたとき。

(3)当社は本項(1)の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しました。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申しき受けます。また本項(1)の(2)により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しました。

(2)当社の解約権

(1)お客様が第6項に規定する規定期間に旅行代金を支払わないとときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の(1)に規定する取消料と同額の違約料をお支払ひいただきます。

(2)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになつたとき。

b. お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

e. お客様が契約内容に關する合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

f. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最小催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に(日帰り旅行は3日目にあたる日より前に)旅行中止のご通知をいたしました。

g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそれが極めて大きいとき。

h. 天災地変、戦闘、暴動、連坐、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の開港・開港しない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

(3)当社は本項(2)の(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。また本項(2)の(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

16. 旅行開始後の解除

(1)お客様の解約権

①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責に帰すべき事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられないのである場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

③本項(1)の(2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2)当社の解約権

①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による運行に係る運行便を乱す、これらの方々は胥迫等により団体行動の規律を乱す、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとの指摘。

d. 天災地変、戦闘、暴動、連坐、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の開港・開港しない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となつたとき。

②解除料及び手数料

本項(2)の(1)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の他に支払い又は支払わなければならない費用を含みます。が増加したときは、サービスの提供者が行なっているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

当社は(1)の(2)の(1)のa. d. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様の負担とみなし、所定の取消料を支払うべき手配をいたします。

④当社が本項(2)の(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は終了する。将来自に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、一切の追及がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

(1)当社は、第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合(又は)第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解約による払い戻しにあつては解約の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解約による払い戻しにあつてはホームページ・パンフレット等に記載した範囲内に旅行代金を変更します。

(2)本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使するものではありません。

